

支払漏れ等が判明し、追加でお支払した保険金等の件数・金額（平成 28 年度）

○平成 28 年度に保険金等の支払を行った事案に関し、支払漏れ等（支払漏れ^(※1)・請求案内漏れ^(※2)等）が判明し、平成 28 年度に追加的な支払を行った事案は、以下の通りです。

（※1）支払漏れ : 保険金・給付金の請求時に提出された診断書等に記載された内容から、支払対象と判断することが可能であった事案

（※2）請求案内漏れ: 保険金・給付金の請求時に提出された診断書等に記載された内容から、請求を受けた保険金・給付金以外にも支払える可能性がある保険金・給付金があったにも関わらず、通常の検証作業（原則として当初の支払から一ヶ月以内）で把握されず個別の請求案内が行われなかった事案

	平成 28 年度 合計	当社が自ら支払漏れ等を把握し、追加的に支払ったもの (内部発見)	お客様等からの申出・照会により、支払漏れ等が判明し、追加的に支払ったもの (外部発見)
件数 〔単位:件〕	125	107	18
金額 〔単位:百万円〕	45	0 〔合計が百万円未満のため〕	44

上記のほか、平成 28 年度には、平成 27 年度以前に保険金等の支払を行った事案に係る追加的な支払を、2,069 件・11 百万円実施しています。（うち 2,039 件・6 百万円はシステム不具合により再検証を行った結果、その他返戻金等の誤りが判明したもの）

※1 平成 28 年度の件数合計 125 件の内訳は以下の通りです。

①支払漏れ

内 訳	合計(件数)	内部発見	外部発見
保険金・給付金	12	5	7
保険金	5	2	3
給付金	6	3	3
満期保険金	1	0	1
保険金・給付金以外	113	102	11
年金	3	1	2
解約返戻金	12	4	8
配当金	1	0	1
保険料	3	3	0
その他返戻金等 ※システム不具合により再検証を行った結果、誤りが判明したもの	94	94	0
合 計	125	107	18

②請求案内漏れ 0 件

※2 平成 28 年度より支払漏れ、請求案内漏れの集計方法については、当社のグループ会社全体で、より公表の主旨に即した基準に統一しました。

○平成 27 年度以前に、支払漏れ等が判明し、追加でお支払した保険金等の実績はこちら

リンク: http://www.prudential.co.jp/contractor/process/seikyu/seikyu05/seikyu05_02.html